

令和7年9月より清瀬市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の補助対象が拡充されました 令和8年度 私立幼稚園等預かり保育事業利用補助金について

(対象：満3歳児クラスに在籍（及び幼稚園型Ⅱを利用）する住民税課税世帯の児童の方）

多子世帯の負担軽減として第2子以降の保育料が補助の対象となっておりましたが、令和7年9月より補助対象者を拡充し、**第1子の保育料**も対象となりました。

補助対象となる条件

※事前に保育の必要性があることの確認が必要です。

- 1 清瀬市民である
- 2 市町村民税課税世帯である
→ 非課税世帯の場合は、子育てのための施設等利用給付認定（新3号認定）を受けることで、補助対象となることがあります。
- 3 私立幼稚園の満3歳児クラスに在籍し、1号認定または新1号認定（幼稚園型Ⅱの場合は3号認定）を受けている
- 4 両親ともに保育の必要性の要件（就労や疾病等）がある

補助額について

①

補助単価から算出した額
450円/1日あたり × 利用日数 の額
「保育の必要性」の認定を受けた1号・新1号認定
…（月額上限）16,300円
新2号認定 … 11,300円、新3号認定 … 16,300円
幼稚園型Ⅱ … 42,000円

・①②のうち、いずれか低い額が補助額となります。
（認定区分ごとに月額上限があります。）

・②の実際に支払った額については、在籍または利用施設等から清瀬市に報告される提供証明書兼領収証明書等により審査された額となります。

②

実際に支払った額

預かり保育補助額の計算例 (新2号認定(上限 11,300円)の場合)		① 450円/1日あたり×(利用日数)の額	② 実際に園に支払った額	補助額
(例1) ・ 8,000円/1月あたり(月額) ・ 20日利用	▶	9,000円 (450円 × 20日)	8,000円	8,000円 (① > ②)
(例2) ・ 8,000円/1月あたり(月額) ・ 16日利用	▶	7,200円 (450円 × 16日)	8,000円	7,200円 (① < ②)
(例3) ・ 400円/1日あたり(日額) ・ 20日利用	▶	9,000円 (450円 × 20日)	8,000円 (400円 × 20日)	8,000円 (① > ②)
(例4) ・ 400円/1日あたり(日額) ・ 26日利用	▶	11,300円(月額上限) (450円 × 26日 > 11,300円)	10,400円 (400円 × 26日)	10,400円 (① > ②)

※ 在籍する幼稚園が預かり保育の基準を満たしていない場合は、認可外保育施設等の利用も対象となり、月額16,300円を上限に補助します。
なお、清瀬市内の幼稚園は全園で預かり保育の基準を満たしています。

交付時期・方法について

- ・補助金のお支払いは、償還払い（保護者が幼稚園に利用料をお支払いいただき、その後清瀬市から保護者に補助額をお支払いする方法）となります。
- ・年度内の指定日までに提出がない場合や提出が遅れてしまった場合は遡りの支払いはできません。
- ・令和8年4月分～令和8年8月分を令和8年11月末頃、令和8年9月分～令和9年3月分を令和9年5月末頃に申請いただいた口座へ振込いたします。（振込日および金額については別途通知いたします）

【問合せ】〒204-8511 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市しあわせ未来センター1階
清瀬市福祉子ども部子育て支援課 保育・幼稚園係